

## 添付資料5-9 廃棄物管理に係る要求水準

### (1) 廃棄物管理に係る要求水準

項 目	要 求 水 準
事業系一般廃棄物	<p>(a) ゴミ処理室に集積された廃棄物が蓄積しないよう管理を行う。</p> <p>(b) ゴミ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ゴミ容器及びゴミ処理室内の衛生環境を確保する。</p> <p>(c) 廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年 条例第4号）及び同規則（平成5年大阪市 規則第49号）に基づき、適正に管理を行う。</p>
産業廃棄物	<p>(a) ゴミ処理室に集積された産業廃棄物が散乱しないよう管理を行う。</p> <p>(b) ゴミ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ゴミ容器及びゴミ処理室内の衛生環境を確保する。</p> <p>(c) 産業廃棄物の集積量がゴミ処理室の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。</p>
反故紙、段ボール等資源化可能な紙類	<p>(a) 古紙回収室に集積された反故紙、段ボール等資源化可能な紙類が散乱しないよう管理を行う。</p> <p>(b) 反故紙、段ボール等資源化可能な紙類の集積量が古紙回収室の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。</p>